

船橋市民ギャラリーにおける
電子情報処理組織の使用登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号。以下「条例」という。）第3条第1項に規定する電子情報処理組織である船橋市生涯学習施設予約管理システム（以下「予約システム」という。）の船橋市民ギャラリーにおける予約システムの使用登録及び予約システムを使用した申請の許可書の様式について定める。

(登録)

第2条 予約システムを使用する者として登録することができる者は、船橋市民ギャラリー条例第11条第1号から第4号に該当しない者とする。

(登録の手続)

第3条 登録をしようとする者は、船橋市民ギャラリー利用者登録等申請書（第1号様式。以下「登録等申請書」という。）を船橋市民ギャラリー館長（以下「館長」という。）に提出するものとする。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、適當と認めるときは、登録証（第2号様式）を交付する。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、原則として登録の翌日から起算して2年間とする。

(登録の更新)

第5条 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録の更新を行うときは、登録等申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新たに登録証を交付する。

3 登録の更新の申請は、登録の有効期間満了日の1ヶ月前から行うことができる。

(登録の変更又は削除)

第6条 登録者は、登録の内容に変更があったとき又は登録の必要がなくなったときは、速やかに登録等申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、新たに登録証を交付し、又は登録を削除する。

3 前項の規定による登録内容の変更があったときの登録の有効期間は、従前のとおりとする。

(登録の取消し)

第7条 館長は、登録者が偽りその他不正な手段により登録を受けたと認めるとき又は引き続き登録することが適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

(登録証の再交付)

第8条 登録者は、登録証を紛失し又はき損したときは、館長に再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をしようとする者は、登録等申請書を館長に提出しなければならない。
- 3 館長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該申請者に対して新しい登録証を交付するものとする。

(許可書の様式)

第9条 許可書の様式は、船橋市民ギャラリー使用許可書兼領収書（第3号様式）とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

利用者番号	8	0	0								
-------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

船橋市民ギャラリー利用者登録等申請書

申請日 年 月 日

船橋市民ギャラリー館長 あて

申請内容 [新規 変更 更新 再交付 削除]

登録区分 (1つに□)	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人			
団体名				
団体代表者 又は 個人申請者	氏名カナ	セイ	メイ	
	氏名漢字	姓	名	
	住所	〒	—	[都道府県]
		[市区郡]		
	生年月日	[大昭平令] 年 月 日		
電話番号1	日中連絡可能な電話番号			
団体事務局 又は事務担当者等 (代表者と同じ場合は記入不要)	氏名カナ	セイ	メイ	
	氏名漢字	姓	名	
	住所又は 所在地	〒	—	[都道府県]
		[市区郡]		
	生年月日	[大昭平令] 年 月 日		
電話番号2	日中連絡可能な電話番号			
メールアドレス1	抽選結果や利用についての連絡先			
メールアドレス2(任意)	抽選結果や利用についての連絡先			
料金区分 (1つに□)	<input type="checkbox"/> 市内※ <input type="checkbox"/> 市外			
主な利用内容 (1つに□)	<input type="checkbox"/> 平面(油彩、水彩) <input type="checkbox"/> 立体(彫刻等) <input type="checkbox"/> 工芸(陶芸、ガラス、手織り) <input type="checkbox"/> 書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他(デザイン、合同展等)			
初期パスワード (数字6~12桁)				

※市内在住を証明できる書類を添えて申請してください。

確認	登録証交付	入力	確認書類
			運転免許証 運転経歴証 健康保険証 マイナンバー パスポート 社員証 学生証 他()

利用者登録の前にお読みください

船橋市民ギャラリーは、（公財）船橋市文化・スポーツ公社が指定管理者として管理運営を行っています。船橋市民ギャラリ一条例及び船橋市民ギャラリ一条例施行規則をはじめ、関係諸規程に基づき公平公正な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

船橋市民ギャラリ一条例（抜粋）

(業務)

第3条 船橋市民ギャラリー(以下「ギャラリー」という。)は、次に掲げる業務を行う。

(1) 絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術の振興のための施設及び設備の提供に関すること。

(2) 絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術に関する催し物を行うこと。

(利用の許可)

第11条 ギャラリーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、ギャラリーの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(意見の聴取)

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

船橋市民ギャラリ一条例施行規則（抜粋）

(利用者の守るべき事項)

第7条 利用者は、ギャラリーを利用するに当たり指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 喫煙、その他火気を使用しないこと。

(2) 利用を許可されていない施設又は設備を利用しないこと。

(3) 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

(4) 許可を受けないで、特別の設備をし、又は既存の設備を変更しないこと。

(5) 許可を受けないで、ギャラリー内において物品を販売しないこと。

(6) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 展示作品等を自ら管理すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上不適当と認められる行為をしないこと。

個人情報の取り扱い

この利用者登録申請書に書かれた個人情報は、施設利用のために利用し、それ以外には利用いたしません。また（公財）船橋市文化・スポーツ公社個人情報保護規程に則り適正に管理します。

第2号様式

登録証

登録日： 年 月 日

利用者番号		利用者区分		
施設グループ		主催者区分		
個人・団体登録者 に関する情報	個人・団体名			
	フリガナ			
	代表者			
	住所			
	電話番号1		電話番号2	
	生年月日 (発足年月日)			
連絡先	氏名			
	電話番号			
団体情報	フリガナ			
	漢字名			
	住所			
	電話番号1		電話番号2	
有効期限		主利用目的		
備考				

メールアドレスは施設予約システムで設定することが出来ます。

注意事項

出力担当者

上記のとおり船橋市生涯学習施設予約管理システムを使用する利用者として登録しました。

第3号様式

船橋市民ギャラリー使用許可書兼領収書

年 月 日

様

利用者番号

公益財団法人 船橋市文化・スポーツ公社 理事長

船橋市民ギャラリーの使用の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1. 許可します。

催し物名	利用目的				
使用日	開始	終了	施設名	人数	基本料金 (円)
					小計
2. 許可しません。					基本料金(円)
					施設料金合計
					基本料金
					設備料金合計
					施設設備合計

予約番号

出力担当者